

統計データの二次的利用における統計センターの取組

独立行政法人統計センター 中沢 庸介
高橋 雅夫

独立行政法人統計センター（以下、「統計センター」という。）では、二次的利用の推進に関する様々な取組を行っている。従来の「オーダーメイド集計」及び「匿名データの提供」の仕組みに加え、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三〇年六月一日法律第三四号。以下、「改正法」という。）の施行を受けて、これまで試行運用してきた「調査票情報のオンサイト利用」について令和元年5月より本運用を開始し、調査票情報の学術研究目的の利用等に供している。「調査票情報のオンサイト利用」とは、統計センターと連携する大学及び学術研究機関等に設置された情報セキュリティを確保したオンサイト施設から、機密性の高いデータ管理施設（以下、「中央データ管理施設」という。）に保管した調査票情報にリモートアクセスして探索的研究等を行うことができる仕組みである。

本報告では、統計センターが行っている統計データの二次的利用の取組について紹介する。

1. 調査票情報のオンサイト利用

従来の統計法では、国の統計調査の調査票情報については、公的機関が行う統計の作成等及び、公的機関と同等の公益性を有する統計の作成等に限り利用可能であったが、改正法により、調査票情報の利用者の対象範囲が拡大され、学術研究及び高等教育を目的に調査票情報を用いて統計の作成等を行うことに相当の公益性を有する場合においても利用可能となった。統計センターでは、これまで連携する大学及び学術研究機関等と協力して、調査票情報のオンサイト利用の試行運用を実施してきたが、改正法の施行に伴い、調査実施者からの委託を受けて、調査票情報のオンサイト利用について本運用を開始した。

調査票情報のオンサイト利用では、利用者はオンサイト施設内の端末から、中央データ管理施設上の仮想PCを遠隔操作することにより、同じ施設内に保管された調査票情報にアクセスすることが可能であり、データ管理や利用場所の観点からも情報セキュリティが確保されている。

利用できる調査事項については、研究に必要な最小限の項目に限定されず、基本的に調査対象を直接識別する調査事項以外の項目は利用可能である。これにより、試行錯誤を行いながらの分析、探索的な研究が可能となる。なお、分析結果の外部への持出しについては、秘匿性等のチェックを行った後、持出し可能となる。

2. オーダーメイド集計及び匿名データの提供

オーダーメイド集計及び匿名データの提供とは、平成19年の統計法の大規模改正によって創設された統計データの二次的利用の制度であって、改正法により、従来の制度から利用者の対象範囲の拡大や手数料の引下げ等、一部の内容が変更となった。統計センターでは、調査実施者からの委託を受けて、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供を実施している。

オーダーメイド集計とは、法令に基づく利用要件を満たした利用者に対し、調査票情報を用いて集計を行い提供する制度である。オーダーメイド集計を利用することで、調査実施者が作成していない統計表に基づいた分析が可能となる。

匿名データとは、調査客体が特定されないように調査票情報に匿名化措置を施したマイクロデータのことである。匿名データを利用することで、多変量解析等の実証分析を行うことが可能となる。

参考：公的統計のマイクロデータ利用（統計センター）

<https://www.nstac.go.jp/services/archives.html>